

鹿児島市水道局建設工事等指名競争入札参加者選定基準（平成4年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 この基準は、鹿児島市水道局が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の契約（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札の参加者（以下「入札参加者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加者の選定）

第2条 建設工事の契約に係る入札参加者は、次表に定める発注基準額（設計金額）により工事の種類ごとの等級に格付けされた建設業者の中から選定する。ただし、必要と認めた場合は、当該等級の上位又は直近下位の等級に格付けされた建設業者を含め、その中から選定することができる。

単位：万円

工事の種類 等級	土木一式 工事	建築一式 工事	電 気 工 事	機 械 器 具 設 置 工 事	水 道 施 設 工 事	汚 水 管 路 施 設 工 事
A	2,000以上	8,000以上	1,200以上	1,500以上	2,000以上	1,500以上
B	1,000以上 2,000未満	3,000以上 8,000未満	400以上 1,200未満	1,500未満	1,000以上 2,000未満	800以上 1,500未満
C	500以上 1,000未満	600以上 3,000未満	400未満	—	1,000未満	800未満
D	500未満	600未満	—	—	—	—

2 前項の規定により選定する入札参加者の数は次のとおりとする。ただし、高度の技術を要する建設工事等で、その性質又は目的により選定すべき建設業者がこれに充たない場合はこの限りでない。

(1) 工事の種類が土木一式工事、建築一式工事、電気工事、水道施設工事、污水管路施設工事

A級	B級	C級	D級
14社以上	(1,000万円以上) 12社以上 (1,000万円未満) 10社以上	(600万円以上) 10社以上 (600万円未満) 8社以上	8社以上

(2) 工事の種類が機械器具設置工事

A級	B級
14社以上	(1,000万円以上) 12社以上 (500万円以上1000万円未満) 10社以上 (500万円未満) 8社以上

3 その他の建設工事等は污水管路施設工事の等級に準ずるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、公共下水道の雨水路に係る土木一式工事の入札参加者の選定については、鹿児島市建設工事等指名競争入札参加者選定基準（昭和57年3月1日制定）第2条第3項の規定を準用する。

5 管理者は、第1項の発注基準を変更しようとするときは、鹿児島市水道局建設工事競争入札参加有資格者格付等審査委員会（次項において「審査委員会」という。）に当該発注基準について審査させるものとする。

6 審査委員会について必要な事項は、管理者が別に定める。

（選定の留意事項）

第3条 入札参加者の選定に当たっては、前条及び第5条から第7条までに規定する事項に留意の上、次に掲げる事項を総合的に勘案するとともに、一会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないように選定しなければならない。この場合において、各号に掲げる事項の運用基準は別表に定める。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営状況

(3) 工事成績

(4) 地理的条件

(5) 手持工事等（選定時において出来形が70%以上のものを除く。）の状況

(6) 工事施行等についての技術的適性

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況

(9) 鹿児島県内業者育成の配慮

（特殊な場合の選定）

第4条 特に緊急を要する建設工事等、特殊な技術・経験又は機械等を要する建設工事等その他特別な事情があるときは、第2条の規定によらないで選定することができる。

（連続選定の制限）

第5条 既に施工された工事又は現に施工中の工事（本条において「前回工事」という。）を引き継いで施工する工事に係る入札参加選定に当たっては、前回工事の施工業者は、特別な事情がある場合を除くほか選定しないものとする。

（指名停止）

第6条 鹿児島市水道局建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年7月10日制定）及び鹿児島市建設工事等暴力団排除対策要綱（平成元年4月1日制定）に基づき指名停止を受けた者については、当該指名停止の期間、入札参加者として選定しないものとする。

（選定の保留）

第7条 鹿児島市水道局建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱別表第1から別表第3までに規定する措置要件及び鹿児島市建設工事等暴力団排除対策要綱の別表に規定する措置

要件に該当する疑いのある者については、事件の状況等を考慮の上、必要と認められる期間、選定を保留することができる。

(秘密の保持)

第8条 入札参加者の選定過程については、これを漏らしてはならない。

付 則

- 1 この基準は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島市水道局建設工事指名競争入札参加者選定基準（平成3年4月1日制定）は廃止する。

付 則（平成6年8月1日一部改正）

この基準は、平成6年8月1日から施行する。

付 則（平成7年3月31日一部改正）

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成8年7月10日一部改正）

この基準は、平成8年7月11日から施行する。

付 則（平成9年6月26日一部改正）

この基準は、平成9年6月26日から施行する。

付 則（平成9年7月31日一部改正）

この基準は、平成9年8月1日から施行する。

付 則（平成14年10月28日一部改正）

この基準は、平成14年11月1日から施行する。

付 則（平成15年9月29日一部改正）

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成16年3月15日一部改正）

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年8月1日一部改正）

この基準は、平成17年8月1日から施行する。

付 則（平成18年8月1日一部改正）

この基準は、平成18年8月1日から施行する。

付 則（平成19年8月1日一部改正）

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

付 則（平成21年7月30日一部改正）

この基準は、平成21年8月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日一部改正）

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（令和2年2月13日一部改正）

この基準は、令和2年2月13日から施行する。

付 則（令和2年3月24日一部改正）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和5年7月27日一部改正）

この基準は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

留意事項	運用基準
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に関する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 鹿児島市水道局建設工事等有資格業者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中のとき。</p> <p>(2) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材の強制購入等について、関係行政機関からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。</p> <p>(3) 暴力団員が経営を実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして認められるとき。</p>
2 経営状況	<p>手形取引停止等の事実があるなど経営状態が著しく不健全であるときは、指名しないこと。</p>
3 工事成績	<p>鹿児島市水道局の発注した建設工事において、前年度及び現年度の工事成績評点に70点未満があるときは、総合的に勘案して指名すること。</p>
4 地理的条件	<p>地域性を勘案する建設工事については、その地域に事務所等を有している建設業者の中から指名すること。</p>
5 手持工事等の状況	<p>建設工事等の手持状況を踏まえ、当該建設工事等を施工又は履行（以下「施工等」という。）する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 工事施工等についての技術的適性	<p>(1) 当該建設工事等と同種の建設工事等について、相当の施工等の実績があること。</p> <p>(2) 当該建設工事等に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる施工等の実績があること。</p> <p>(3) 当該建設工事等に特殊な技術力又は工法を要する場合については、これと同様の施工等の実績があること。</p> <p>(4) 当該建設工事等の施工等に足りる有資格技術員が確保できると認められること。</p>
7 安全管理の状況	<p>(1) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署又は労働基準局からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合には指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の状況が特に優良であると認められる場合は、これを、十分に尊重すること。</p>
8 労働福祉	<p>(1) 賃金不払に関する通報等があり、かつ、当該状態が継続している場</p>

の状況	合には指名しないこと。 (2) 鹿児島市水道局が発注する建設工事について、勤労者退職金共済機構との退職金共済契約及びその掛け金の納付状況を勘案すること。
-----	---